

令和7年度（2025年度）第3回政策会議

日時：令和8年（2026）年1月9日（金）14:00～14:15

会場：市長会議室

参集者：大泉市長，佐藤副市長，田畑副市長，手塚企業局長，藤井教育長，
阿部企画部長，池田総務部長，島田財務部長，柏市民部長

付議事項

函館市特定居住促進計画（案）について

対応者

阿部企画部長，山口企画部次長，村上移住・人口減担当課長

◆議題の趣旨◆

函館市特定居住促進計画（案）について協議しました。

◆協議の結果◆

原案のとおり，本件の内容は了承されました。

◆主な発言◆

■阿部企画部長

「函館市特定居住促進計画（案）」について，移住・人口減担当課長からご説明する。

■村上移住・人口減担当課長

まず，「特定居住促進計画」とはどのようなものかについてご説明する。国は二地域居住の促進を通じて地方への人の流れを創出・拡大するため，令和6年に「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」を改正し，二地域居住の促進に必要な取り組みについて地域内外に発信するための，都道府県や市町村による計画策定などを同法に規定したところである。

さらに現在，国では，二地域居住に関するモデル事業やコワーキングスペースの整備などの補助事業の実施に加えて，関心のある自治体をスマホアプリで登録する「ふるさと住民登録制度」の検討などに取り組んできている。

本市においてはコロナ禍以降，テレワーク勤務者を中心に移住相談が増加傾向

にあり、さらには夏場の気温の高温化の傾向などから、本市での二地域居住への関心が高まっている状況にある。

こうした国の動向や本市を取り巻く状況を踏まえ、このたび本市でも「特定居住促進計画」を策定しようとするものである。

なお、「特定居住」という言葉は、法律の中では「二地域居住」を指すものであり、具体的には市外に住所を有する者が定期的な滞在のため、本市に居所を定めることと法律上定義されている。また、本計画については国土交通省が定めるガイドラインに沿って作成するものとされており、計画様式についても国が示すものを活用し、作成しているところである。なお、ガイドラインにおいては、北海道が別に定める計画との整合性や、本市の「都市計画マスタープラン」、「立地適正化計画」との調和を図るということも明記されている。

続いて、計画の概要についてご説明する。

「計画期間」は令和8年（2026年）4月から令和13年（2031年）3月までの5年間としている。

二地域居住を促進する主な区域の設定である「特定居住促進区域」については、「函館市立地適正化計画」における「居住誘導区域」と一致させて設定することとしている。

「特定居住促進に関する基本的な方針」については、本市は全国的な傾向を上回るスピードで人口減少が進行しており、これに伴う地域経済の縮小やコミュニティの機能低下といった課題を解決するために、二地域居住者を「新たな担い手」として迎え入れ、地域活性化に寄与することを期待するものである。

そのため、「住まいの充実」「なりわい（仕事）の支援」「コミュニティへの参画促進」について、「転出超過となっている若い世代」、「テレワーカー」、「アクティブシニア」を主なターゲットとして支援に取り組んでいくことを考えている。

続いて、本計画の「目標」について、本計画の5年間における目標値として3点を掲げている。

- 1 地域住民との交流事業の二地域居住者の参加者数：5年間で30人
→ 1年に換算すると6人で、主に毎月開催している移住者交流サロンなどへの参加を想定している。
- 2 二地域居住の相談件数：5年間で60件
→ 1年に換算すると12件で、令和7年度見込は4件。毎年4件増加していくペースで積算し、60件としている。
- 3 お試し居住事業の参加者数：5年間で50件
→ 現在、実施しているお試し移住の年間件数をベースに積算している。

「特定居住拠点施設」については、二地域居住者が仕事や地域との交流で活用できる施設を掲げるものであり、市が整備した施設の中から、西部地区、駅前地区、本町地区、美原地区に位置し、交流機能やコワーキングスペース機能を有するものなどを選んでいく。具体的には、地域交流まちづくりセンターなど5施設を位置づけている。

「効果を一層高めるために必要な事業または事務」については、二地域居住希望者が滞在先を選ぶ際に参考となり得ることを念頭に、本市が取り組むこととして6点を記載している。

- 1 情報発信・相談対応（市外在住者へのPRなど）
- 2 交流促進（地域住民との交流の場の創出など）
- 3 きっかけづくり（お試し居住の実施など）
- 4 住宅支援（空き家バンクなどによる住まいの情報提供など）
- 5 多様な働き方への支援（スポットワークの促進など）
- 6 教育環境整備（学校などでの一時的な就学等の受け入れ検討）

最後に、今後のスケジュールについて、本会議で了承いただいたのちに、来月、総務常任委員会への参考資料配付ならびにパブリックコメント手続きの実施を行い、北海道との協議を経て、4月には成案化を図りたいと考えている。

説明は以上である。

■大泉市長

本件については了承する。

■阿部企画部長

他に意見がなければ、原案のとおり了承とさせていただきます。